



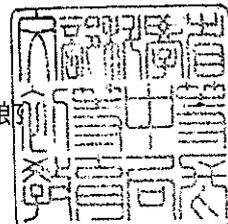
27文科初第186号

平成27年4月1日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各政令指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次 郎



(印影印刷)

「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）実施要領」
の改正について（通知）

このたび、標記事業実施要領を別添のとおり改正しましたので通知します。
については、本事業の交付要綱及び本実施要領の内容に留意の上、事務処理上遺漏なきようをお願いいたします。

連絡先

初等中等教育局財務課定数企画係

TEL：03-6734-2038

FAX：03-6734-2566

補習等のための指導員等派遣事業実施要領

平成25年3月25日 初等中等教育局長決定

平成25年7月19日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱第18条の規定に基づき、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)(以下「公立学校」という。)を対象とした補習等のための指導員等派遣事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

公立学校において、主として児童生徒の学力向上に資するため、学校教育活動の一環として行われる放課後や土曜日における学習、補充学習、教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取組について、地方公共団体が退職教員や教員を志望する大学生など多様な地域人材(常勤の者を除く。以下同じ。)を活用できるよう人的支援体制の整備を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村(特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

本事業では、主として児童生徒の学力向上を目的とした学校教育活動の一環として、都道府県等が多様な地域人材を公立学校に配置することができる。

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、事業の概要や積算の根拠となる書類を添え、事業計画書を提出するものとする。

5 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、実績報告書を提出するものとする。

6 費用

(1) 補助対象経費

国は、上記2から5の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

① 都道府県等が実施する事業

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費は、以下のとおりとする。ただし、会議・研修の出席や地域人材の採用事務にかかる経費、原稿執筆にかかる謝礼金など、学校教育活動に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。

- ① 報酬・賃金
- ② 報償費
- ③ 旅費
- ④ 補助金・委託費(都道府県が市町村に対して補助・委託するものに限る。)

(3) 本事業費の積算方法

- ① 地域人材の配置人数、総勤務時間数は、地域や学校の実情に応じて設定すること。
- ② 地域人材の勤務や活動に対する報酬、賃金や報償費は、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えないが、1時間当たりの単価は、2,770円を上限とする。なお、報酬、賃金等が時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が2,770円以下であることを事業申請に際して明示すること。
- ③ 旅費は地域や学校の実情に応じて各地方公共団体の会計基準等に基づく経費を適切に計上すること。

7 第三者への委託を行う際の留意事項

業務の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあっても、その業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。

8 その他留意事項

地域人材を任用する場合、義務教育費国庫負担金の対象としている者は本事業の補助対象から除外するので留意すること。

なお、本事業の実施に当たっては、その他の教育支援体制整備事業との連携に努めるとともに、都道府県は市町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましい。